

保振投信 18 第 9 1 号  
平成 19 年 2 月 28 日

投資信託振替制度  
機構加入者  
間接口座管理機関 各位

株式会社 証券保管振替機構  
投資信託振替業務部

差押え等に関する通知書の取扱い  
(投資信託振替制度)

社債等に関する業務規程(以下「業務規程」といいます。)第 70 条の 2 第 2 項及び第 3 項に規定する通知として、機構加入者は、機構に対し、差押え等に関する通知書を書面により御提出いただくこととなりますが、その取扱いについては、以下のとおりです。

1. 通知書類

差押え等に関する通知書(投資信託振替制度用)

2. 提出者

業務規程第 70 条の 2 第 2 項及び第 3 項に規定する機構加入者

3. 提出先

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号  
(株)証券保管振替機構 投資信託振替業務部

なお、具体的な手続方法等について事前に確認させていただきますので、御提出の前に必ず機構に御連絡くださいますようお願いいたします。

以 上

【お問合せ先】

株式会社 証券保管振替機構 投資信託振替業務部  
電話：03-3661-5674  
e-mail：e-fund@jasdec.com